

仕 様 書

1 件 名 自動販売機設置場所貸付け

2 設置場所等

(1)

No	施設名	設置場所	設置面積	台数
1	草加市立病院 本館	1階自動販売機コーナー	3㎡	3台
2	草加市立病院 本館	4階E Vホール	1㎡	1台
3	草加市立病院 本館	5階E Vホール	1㎡	1台
4	草加市立病院 本館	7階食堂	1㎡	1台
5	草加市立病院 心臓・脳血管センター	3階家族控室	1㎡	1台

※ NO1本館1階自動販売機コーナーに設置する自動販売機中1台は紙カップ式自動販売機とし、患者サービス用の無料冷水を提供すること。

(2) 貸付面積及び設置台数

ア 面積 1㎡/台 (本体+ごみ箱)

イ 台数 7台

※ 貸付面積には、放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

3 期 間

令和3年(2021年)4月1日から 令和6年(2024年)3月31日まで (3年間)

4 契 約

本契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付けであり、契約は民法第601条に基づく賃貸借契約とする。

5 遵 守 事 項

本契約により自動販売機を設置する者 (以下「設置者」という。) は、次の事項を遵守しなくてはならない。

(1) 自動販売機の大きさ

別紙の設置位置図に示す設置可能範囲に設置できるものとする。

詳細は別途協議とする。

(2) 自動販売機のデザイン・災害時対応

ユニバーサルデザイン仕様のもとし、災害時に病院の判断により無償で商品提供可能な機構が備え、静音性を考慮した機種であること。

災害時に無償で提供する商品は、災害時の自動販売機内残存分とする。

(3) 自動販売機の環境対応

ア 「照明自動点灯・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」及び「真空断熱材及びヒートポンプ」などの、消費電力の低減対策を導入した機種とすること。

イ ノンフロン対応機（カップ式自動販売機を除く。）とすること。

(4) 安全対策

ア 転倒防止に関して、「自動販売機の据付基準（JIS 規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）」を遵守し、設置すること。

イ 食品衛生に関して、「食品、添加物等の規格基準（食品衛生法）」及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領（業界自主基準）」等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。

また、商品販売に必要な営業許可等が必要な場合は、速やかに手続きをし、許可書等の写しを病院担当者へ提出すること。

ウ 防犯に関して、「自動販売機堅牢化基準（日本自動販売機工業界作成）」を遵守すること。

(5) 電子マネー対応

販売増が見込める場所に関しては、各種電子マネーに対応していることが望ましい。

(6) 回収ボックスの設置

ア 空き容器の回収ボックスを原則として、自動販売機1台に1個以上の割合で設置場所に設置すること。設置場所に設置できない場合は、病院担当者に対し、書面により協議し確認の後設置するものとする。

イ 回収ボックスの容量は、販売数量を考慮の上、十分な容積とし、適切な回収を実施し、設置場所の環境衛生維持を徹底すること。

ウ 回収ボックスには、販売品以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、投入口は一般ゴミが入りにくい形状とするなど、混入防止を図ること。

(7) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内外部及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

イ 消費期限の確認など、安定した品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

ウ 定期的に保守整備を行うほか、苦情・故障時には即日対応すること。

エ 回収ボックスから回収した使用済み容器は、関係法令に基づいて適切に処分すること。

オ 自動販売機の設置及び管理運営に伴う各作業の履行時においては、当該作業員は施設内の衛生管理に協力し、身なりや服装に留意すること。また、入館時に警備室にて受付を行うほか、名札を着用すること。

カ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情等については、設置者の責任により誠意を持って速やかに対応すること。

また、自動販売機毎に故障時等の連絡先及び対応について利用者に分かりやすい掲示を行うこと。草加市立病院は、基本的な苦情等に対応しない。

6 販売商品の種類等

- (1) 種類 飲料品（乳飲料を含む。）とする。酒類の販売は行わないこと。
- (2) 価格 標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- (3) 商品 販売する商品は、草加市立病院の確認を得ること。
- (4) 本館7階食堂用販売機については、ミネラルウォーター、お茶等無糖飲料のみの販売とする。

7 設置者の費用負担

設置者が負担する費用は、次のとおりとする。

なお納付割合は、売上金額のうち設置者が草加市立病院に納める額の割合であり、単位は%（パーセント）とする。

※ 支払額は、円単位とする。（1円未満は切り捨て）

(1) 貸付料

自動販売機設置場所の貸付けに係る費用で、1ヶ月当たりの貸付料は、次の式により算出する。

なお、使用期間が1ヶ月に満たないときは、次の式で算出された貸付料を日割によって計算した額を貸付料とする。

$$\text{貸付料} = \text{基本料} + \text{商品売上変動分} (\text{1か月の売上金額} \times \text{納付割合} \times (1.00 + \text{消費税率})) \\ + \text{自動販売機が使用した電気料}$$

※ 消費税法及び草加市行政財産の使用に関する条例等の改正により、税率等に変更があった場合、各法令施行日以後は、変更された税率等によるものとする。

ア 基本料（月額）

7㎡ 17,730円（R2固定資産税評価による予定額）

イ 納付割合

納付割合は、設置希望者自らが算出し、応募価格提案書（別紙2）に記入した数字（小数点第2位までの数字及び%で表示する。）とする。

ウ 電気料

設置者が自ら設置した子メーター（計量法に基づく検査に合格し、検定有効期間内のものに限る。）により計測した電気使用量に基づき、病院施設全体の電気使用量で除した値に病院施設全体の電気料を乗じて得た額（小数点以下切り捨て）とする。

<参考> R 2 上期実績 20.07 円/kwh・月

エ 自動販売機の設置、維持管理及び交換撤去に係る費用は、設置者が負担する。
※電気使用量を計測するための、電気子メーター、回収ボックス、その他付属品の設置費用及び工事費等を含む。

オ 設置に当たっての工程等については、草加市立病院の指示に従うものとする。

(2) 納付方法

年 2 回払い以上

(納付は、4 月から 9 月分を前期として 10 月に、10 月から翌年 3 月分を後期分として翌年 4 月に支払う。ただし、毎月払いも可とする。)

8 報 告

設置者は、毎月 5 日までに設置した自動販売機毎に次の事項を報告すること。

- (1) 前月分の売上数及び売上金額
- (2) 前月分の電気使用量
- (3) 前月分のトラブル対応等の件数及び内容
- (4) その他、草加市立病院に報告すべき事項

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状回復して草加市立病院の確認を受けなければならない。

10 自動販売機に伴う事故

草加市立病院の責に期する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 草加市立病院の責に帰することが明らかな場合を除き、草加市立病院はその責任を負わない。
- (2) 商品及び自動販売機が汚損又は破損したときは、設置者の負担により速やかに対応措置を行うとともに、復旧しなければならない。

12 禁止事項

- (1) 貸付場所を指定用途以外の用途で使用してはならない。
- (2) 貸付場所を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしてはならない。
- (3) 賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定してはならない。

13 その他

- (1) 本仕様書に記載の無い事項については、書面により病院担当者へ協議すること。
- (2) 草加市個人情報保護条例を遵守すること。また業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

(4) 草加市市政における公正な職務遂行の確保に関する条例第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要領第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、草加市病院事業管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ 受注者は、病院事業管理者及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

14 問い合わせ先

草加市立病院 施設管理課

担 当 宮下・柴尾

電 話 048-946-2200 (代表)

FAX 048-946-2211